

子どもの権利条例の見出し一覧

前文

第1章 総則(第1条～第3条)

- ・目的
- ・定義
- ・責務

第2章 子どもの権利の普及(第4条～第6条)

- ・広報及び普及
- ・子どもの権利の日
- ・学習等への支援

第3章 子どもにとって大切な権利(第7条～第11条)

- ・子どもにとって大切な権利
- ・安心して生きる権利
- ・自分らしく生きる権利
- ・豊かに育つ権利
- ・参加する権利

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障(第12条～第13条)

- ・保護者の役割
- ・虐待及び体罰の禁止等

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障(第14条～第19条)

- ・施設関係者の役割
- ・開かれた施設づくり
- ・いじめの防止
- ・虐待及び体罰の禁止等
- ・関係機関等との連携と研修
- ・事情等を聞く機会の設定

第3節 地域における権利の保障(第20条～第23条)

- ・地域における市民及び事業者の役割
- ・地域における子どもの居場所
- ・地域における自然環境の保全
- ・安全で安心な地域

第4節 参加・意見表明の機会の保障(第24条～第27条)

- ・子どもの参加等の促進
- ・市の施設に関する子どもの意見
- ・審議会等への子どもの参加
- ・子どもの視点に立った情報発信等

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障(第28条)

- ・お互いの違いを認め尊重する社会の形成

第6節 子どもの育ちや成長にかかる大人への支援(第29条～第31条)

- ・保護者への支援
- ・育ち学ぶ施設の職員への支援
- ・市民の地域での活動の支援

第5章 子どもの権利の侵害からの救済(第32条～第44条)

- ・相談及び救済
- ・救済委員の設置及び職務
- ・救済委員の責務等
- ・救済委員の定数、任期等
- ・相談及び救済の申立て
- ・調査及び調整
- ・調査の対象外
- ・勧告等の実施
- ・是正等の要請
- ・報告及び公表
- ・活動状況の報告
- ・調査員及び相談員
- ・規則への委任

第6章 施策の推進(第45条～第46条)

- ・施策の推進
- ・推進計画

第7章 子どもの権利の保障の検証(第47条～第48条)

- ・権利委員会の設置等
- ・答申等及び市の措置

第8章 雜則(第49条)

- ・委任

《お問合せ先》

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話:011-211-2942／ファックス:011-211-2943

Eメール:kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ(子どもの権利のページ)

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



詳しくは下記の
ホームページへ!

SAPP_R0

子どもの権利について、職員が地域に出向いて説明を行う出前講座もご利用ください。
お申込みは左記のお問合せ先へ。



さっぽろ市
02-G01-19-2729
31-2-1738

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

(平成21年4月1日施行)

みんなで考える子どもの権利!



札幌市は、子どもが幸せに過ごすことができるまちを目指して、子どもの権利についての約束「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」(子どもの権利条例)をつくりました。

この条例は、日本国憲法や1989年に国連で採択された子どもの権利条約(正式名称:児童の権利に関する条約)が保障する子どもの権利を、より具体的に分かりやすく定めるとともに、それを保障するための大人的役割や札幌市の取組について定めています。

札幌市

子どもにとって大切な権利 (3章)

子どもの権利ってなあに？

「子どもの権利」とは、子どもが健やかに成長するためには欠かせない基本的な権利で、すべての子どもが生まれながらに持っているものです。

条例では、これらの権利を、子どもにとって親しみやすい表現で21項目にまとめています。なお、この条例では、原則として18歳未満を「子ども」とします(高校3年生などの場合は18歳も子どもに含めます)。



子どもの権利は、すべての子どもにあるもの。だから、自分の権利のことだけを考えていってはいけないんだ。一人ひとりが、自分の権利と同じように、ほかの人の権利を大切にしたら、すべての子どもの権利が守られるようになるんだね。

安心して生きる権利

- 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- 愛情を持ってはぐくまれること。
- いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- 気軽に相談し、適切な支援を受けること。



自分らしく生きる権利

- かけがえのない自分を大切にすること。
- 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- プライバシーが守られること。

●豊かに育つ権利

- 遊び、遊び、休息すること。
- 健康的な生活を送ること。
- 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つため行動すること。



●参加する権利

- 家庭、育ち学ぶ施設※、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- 適切な情報提供等の支援を受けること。
- 仲間をつくり、集まること。

※学校や児童会館、児童養護施設など



大人の役割は？

大人には、子どもの年齢や成長に応じて何が最もよいこと(子どもの最善の利益)なのかを考え、家庭、学校や施設、地域など子どもが生活するあらゆる場面において次のようなことに取り組み、子どもの権利の保障に努める責務があります。

子どもの年齢や成長に応じて指導や助言などの支援をします。
12条1項

言葉や表情、しぐさなどから子どもの思いを受け止めます。
12条2項

虐待や体罰をなくします。
13条、17条

いじめの防止に努め、相談しやすいような工夫をします。
16条

地域で子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所をつくります。
21条

子どもの成長に大切な自然環境を保全します。
22条

子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごせるようにします。
23条

子どもが意見を表明し、参加する機会をつくります。
24条

大人の役割を果たすためには、子どもの権利について正しく理解することが大事ですね。



市が進める主な取組

子どもの権利についての広報や、権利を正しく学ぶことへの支援を行います。
2章

子どもが市政に参加する機会を設けるとともに、子どもの視点に立って分かりやすく情報を発信します。
4章4節

子どもの権利の保障を進めるために推進計画を策定します。
6章

子どもの権利委員会を設置して、権利の保障の状況を検証します。
7章

子どもアシストセンター (札幌市子どもの権利救済機関:5章)



子どもをいじめや暴力などの権利の侵害から救済するために、様々な悩みの相談を受け付けます。

相談の受付

月～金 ▶ 午前10時～午後8時
土 ▶ 午前10時～午後4時
(日曜日、祝日、年末年始は休み)

電話 011-211-3783

fax 0120-66-3783
(子ども専用 ※通話無料)

メール assist@city.sapporo.jp
札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階